

会の運営規定

第一条 会の名称

会の名称を企防会（以下、当会と称す）と定める。

第二条 運営の開始日

本会は、令和元年12月1日より、会員の加入を開始し、本会の運営を開始するものとする。

第三条 会の運営

当会の運営は、一般社団法人企業防衛協会（以下、当協会と称す）がこれを行う。

第四条 会員の構成

当会の会員は、仮会員及び正会員、特別会員の構成とする。

第五条 会員の資格

当会の会員は、法人及び個人の何れかとする。

第六条 会員の資格要件

個人は住民票及び在留資格認定証明書、法人は登記事項証明書の提出を必要とする。

第七条 会員の申込方法

当会所定の申込書もしくは公式ホームページ（<http://oia.jp>）上に掲載する申し込みフォームから入力し申請するものとする。

第八条 運営の管理

当会の運営を当協会の事務局がこれを担当するものとする。尚、本会の運営における決算処理は、本協会の一事業部門としてこれを処理する。

第九条 会員のサービスについて

当会の会員サービスは以下のとおりとする。

- 1 仮会員は、当協会が提供するメルマガ配信サービス及び企画する講演会及びセミナー等の案内を受けることができる
- 2 個人会員は、1) 当協会が提供するメルマガ配信サービス及び企画する講

演会及びセミナー等の案内、2) 当協会が業務提携する事業サービスに参加することができる。

3 法人会員は、1) 当協会が提供するメルマガ配信サービス及び企画する講演会及びセミナー等の案内、2) 当協会が業務提携する事業サービスに参加することができる。

4 特別会員は、1) 当協会が提供するメルマガ配信サービス及び企画する講演会及びセミナー等の案内、2) 当協会が主催する講演会及びセミナー、親睦会等の企画に無償で参加することができる。

第十条 入会金及び会費の負担

会員区分ごとに以下の入会金及び月額会費の負担をしなければならない。

1 仮会員は、入会金の負担なし

2 正会員のうち、個人は入会金1,000円及び月額会費1,000円とし、法人は入会金5,000円及び月額会費2,750円とする。

3 特別会員は、入会金1,000円及び年会費1,000円の負担とする。

4 支払いは、当協会が業務提携する代金回収業者に業務を委託するものとする。

5 本件価格に消費税は含まれない。

第十一条 入会金の支払い方法

会員は、入会申し込み時に指定の払込票及び現金による支払いとする。尚、現金の場合に限り、当協会事務局より領収書を発行する。

第十二条 初回の月額会費支払い

毎月14日までに所定の会員登録をした当月の支払い方法に限り、その月の26日に支払うものとする。よって、15日以降に加入した場合は翌月の26日を初回の支払い日とする。

第十三条 継続する月額会費の支払い方法

加入の翌日以降より、登録の際に選択した方法にて毎月26日に所定の決済代行会社に対しこれを支払うものとする。

第十四条 会費の特別サービスについて

当協会の理事会の承認に限り、会費の免除及び限定的な値引きを行うことができるものとする。尚、本会の会費金額の変更も同様とする。

第十五条 会員の脱会方法

当会の脱会に関しては、所定の脱会用紙に署名捺印のうえ、当協会事務局へ提出するものとする。尚、本件申請は、当協会の年度末である12月31日とし、その申請は当該期末日の最低3か月前でなければならない。

第十六条 脱会時の返金について

前条に従い会員が脱会した場合、入会時に支払った入会金及び会費の支払いは一切ありません。

第十七条 解約金について

本会の解約日は、毎年1回の12月31日限定となりますが、解約が3か月前までにしない場合は、12月31日迄の月数分を解約金で支払うこととなります。

第十八条 別途の申請について

当会員のうち、当協会の社員としての資格を希望する方は、当会所定の手続きを行い、当協会代表理事の承認により、毎年の社員総会等の議決権を有し、社員の効力を発するものとする。

以上